

長崎県公共建築工事積算基準等資料

令和2年 7月

長崎県土木部建築課

長崎県公共建築工事積算基準等資料

目 次

第1編 総則

第2編 工事費

第3編 共通費

第1章 共通事項

第2章 離島調整費

第3章 共通仮設費

第4章 現場管理費

第5章 一般管理費等

第4編 単価、価格等

第1章 共通事項

第2章 建築工事 **※参照**

第3章 電気設備工事 **※参照**

第4章 機械設備工事 **※参照**

第5章 昇降機設備工事 **※参照**

附表 補正市場単価算出方法 **※参照**

(※) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料（令和2年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。

第1編 総則

長崎県公共建築工事積算基準等資料（以下「本資料」という。）は、「長崎県公共建築工事積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」（以下「単価基準」という。）及び「長崎県公共建築工事共通費積算基準」（以下「共通費基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項を長崎県としてとりまとめたものである。

第2編 工事費

1 公共料金の取り扱い

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用に「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」を乗じない。

2 数値の取り扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として千円単位となるように調整する。

3 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

(イ) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するため必要とされる費用等とする。

(ロ) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

(ハ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

ロ. 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

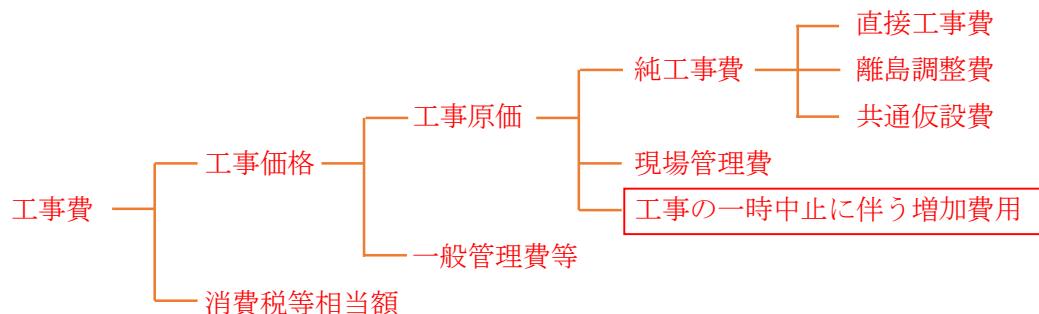
ハ. 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

ニ. 契約保証費にかかる補正を行わない。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「**工事の一時中止に伴う増加費用**」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第3編 共通費

第1章 共通事項

1 共通費算定に関する数値の取り扱い

(1) 率による算定

共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

(2) 積み上げによる算定

積み上げによる算定は第4編1に準ずる。

(3) 一般管理費等

算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が千円単位となるように一般管理費等で調整する。

2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設费率、現場管理费率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

- イ. 共通仮設费率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設费率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。
- ロ. 現場管理费率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理费率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。
- ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設费率、現場管理费率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

- イ. 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
- ロ. 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
- ハ. 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

(2) 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

イ. 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の 1/20

以下又は 300 万円以下の場合

ロ. 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合

(3) 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設费率、現場管理费率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設费率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設费率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ. 現場管理费率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理费率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

6 工事に伴う湧水の排出費用

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まれないものとする。

7 新営工事における主体構造物にかかる鉄骨工事の補正に関する取り扱い

(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表 1-1 のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。

(2) 鉄筋コンクリート造における取り扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の

対象とする。

(3) 鉄塔の取り扱い

鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

(4) フラットデッキの取り扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表 1－1 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正				
鉄骨工事				
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆
付帯鉄骨（母屋、胴縁）	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	専用仮設
鉄塔	○	C. W一次ファスナー	○	設備機器架台

8 その他工事として取り扱う工事

その他工事として取り扱う工事の具体例を表1-2及び表1-3に示す。

なお、表1-2及び表1-3には共通費基準 表-8 その他工事に示された以外の工事も含まれているが、それらを一般工事に含めて発注する場合においても、共通費基準 3(5) 及び4(5) の定めによる。

表1-2 その他工事としての取り扱い（建築工事）

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品		家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品		
壁面収納（造り付け以外）	○	ローパーティション	○	移動書架
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OA フロア
一般（湯沸室）流し台	×	トイレベース	×	可動・移動間仕切
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器
清掃用ゴンドラ	×			
造園工事	種目で造園工事として取り扱われる項目全て。			
樹木費	○	植え込み費	○	地被類（芝張り、は種）
支柱	○	移植	○	客土
植栽基盤	○	土壤改良	○	ツリーサークル
伐採・抜根	○	人工土壤	○	排水マット敷設
庭石・モニュメント	○	温室工事	○	
舗装工事	種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。			
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グランド・テニスコート
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬
トラフィックペイント	○	縁石	×	L型側溝・V型溝
排水ます	×	開きよ（U字溝）	×	排水管
取り壊し工事	種目で取り壊し工事※として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事、直接仮設（解体用）については、一般（改修）工事とする。			
とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○	直接仮設（解体用）

※ 建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）

表1-3 その他工事としての取り扱い（機械設備工事）

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事として扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。
揚水井設備	○ 堀さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、探井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	○ 堀さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	× ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。
恒温恒湿室	○ 精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
クリーンルーム	○ 空気清潔度の確保が必要な部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。
プールろ過設備	○ プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	○ 浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事
厨房排水除害設備	○ 厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○ 有害廃水（病原菌、放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○ 原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○ 雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備（ろ過装置を設けるシステム一式工事） × 集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管。 上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	× ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備	ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事
ダストシュート	○ 各階に設けた投入口より縦管をつたて下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	○ 建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクタ・コンテナ	○ かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
焼却装置	○ 焼却炉
ディスポーザー	× 厨房で扱うディスポーザーは一般工事
搬送設備	搬送設備として取り扱われる項目全て。 (小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う)
書類搬送設備	○ 気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○ スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○ 段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備	機械式駐車設備として取り扱われる項目全て。
機械式駐車設備	○ 2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備	特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。
医療用ガス設備	○ 酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○ 酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高压空気充てん設備	○ ダイビング用高压空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備	実験機器設備として取り扱われる項目全て。
実験機器設備	○ ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
医療器具設備	医療器具設備として取り扱われる項目全て
医療器具設備	○ 手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備

9 専門工事業者に直接発注する工事（電気工事、管工事を除く）

外壁改修工事、防水工事等を専門工事業者に発注する場合で、その専門工事に係る項目はその他工事として取扱う。

10 その他工事を単独で発注する場合の算定

共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

11 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

12 産廃税、有価物の取り扱い

産廃税、及び有価物控除に対する共通仮設費、現場管理費、一般管理費は計上しない。また、産廃税は共通仮設费率、現場管理费率を算定する場合の直接工事費、純工事費には含まない。

有価物控除は、共通仮設费率、現場管理费率、一般管理费率を算定する場合の直接工事費、純工事費、工事原価には含まない。

第2章 離島調整費

1 離島調整費の算定方法

離島調整費は、離島調整费率により算定する。

$$\text{離島調整費} = (\text{直接工事費} - \text{離島調整費対象外の直接工事費}) \times \text{離島調整费率}$$

第3章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費に区分して算定する（離島調整費を算定する場合は、それぞれ離島調整費対象部分と対象外部部分を区分して算定する。）。なお、ここでいう一般工事とは鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費以外をいう。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

①共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合等は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

Ⓐ. 工期を日数（「〇〇日間」）にて定めた場合は、その日数とする。

Ⓑ. 現場施工の着手時期が明示されている場合は、現場着手指定日から工期末までの期間の日数とする。

Ⓒ. 契約締結に議会の議決が必要な場合は、当該議案採決予定日の翌日から工期末までの期間とする。

②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準3(4)の場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

①共通費基準3(3)表-6のうち建築工事において、監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、一般工事の共通仮設費率に0.9を乗じる。

②鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は（ロ）に0.9を乗じる。

③既存施設を監理事務所（監督職員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正是行わない。

(算定方法)

・一般工事の場合

直接工事費（一般工事）×共通仮設費率×補正（ハ）

・鉄骨工事の場合

直接工事費（鉄骨工事）×共通仮設費率×（補正（ロ）×補正（ハ））

(二) その他工事を含めて発注する場合

共通費基準 3 (5) の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を 1 %として算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。

(ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 3 (6) の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に 0.9 を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおむね 10 %以下の工事をいう。

(ヘ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。**なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。**

(ト) 共通仮設費率の留意事項

①共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）

・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）

②屋外整理清掃費

施工中に発生する端材等の処理に要する費用（指定された集積場所から構外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費）は、共通仮設費率に含む。

ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 準備費

敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用

(ロ) 仮設建物費

①宿舎、設計図書によるイメージアップ費用

②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用

③建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書

に当該工事固有の事情により指定された内容

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用

(ニ) 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）

(ホ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(ヘ) 機械器具等

①新着工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

- (共通事項)
- 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
 - R C 造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
 - $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。)
 - $N = \text{階数}$
 - 存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切上げ整数とする。
 - 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
 - 階数が2階以下かつ建築面積が 250 m^2 未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
 - 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数			備 考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P 1	25 t	3	4	5	

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	1 6 t	4 × A + 1	
2	1 6 t	8 × A + 2	
3	1 6 t	1 2 × A + 3	
4	ログスパン工事用 エレベータ 1t 未満	18.5 × N + 40.5	建築面積 1,000 m ² ごとに 1 台
5	ログスパン工事用 エレベータ 1t 未満	18.5 × N + 40.5	建築面積 1,000 m ² ごとに 1 台

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	1 6 t	6.4 × A	

②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(ト)「その他」の率及び市場単価等の補正

複合単価の算定に用いる歩掛りの「その他」の率は「仮設」の工種を、市場単価等の補正是「仮設工事」の細目を適用する。

(チ) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張試験及び超音波探傷試験）を除き、以下の試験費を積み上げにより算定してする。

- ・アスベスト粉じん濃度測定
- ・分析によるアスベスト含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験費
- ・コンクリートの単位水量測定費
- ・PCB 含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（C B R）試験
- ・現場C B R試験
- ・上記に類する各種試験費

(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

第4章 現場管理費

1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理费率により算定する。ただし、現場管理费率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 現場管理费率による算定

(イ) 現場管理费率の算定に用いるT（工期）

① 現場管理费率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合等は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として現場管理费率を算出する。

①. 工期を日数（「〇〇日間」）にて定めた場合は、その日数とする。

②. 現場施工の着手時期が明示されている場合は、現場着手指定日から工期末までの期間の日数とする。

③. 契約締結に議会の議決が必要な場合は、当該議案採決予定日の翌日から工期末までの期間とする。

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理费率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準4(4)の場合は、現場管理费率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価は鉄骨工事以外の一般工事の工事原価と鉄骨工事の工事原価に区分する。

(ハ) その他工事を含めて発注する場合

共通費基準4(5)の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理费率により一般工事の現場管理費を算定する。また、その他工事の現場管理費は現場管理费率を2%として算定する。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価とその他工事の工事原価に区分する。

(ニ) 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準4(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理费率は、その率に0.8を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおむね10%以下の工事をいう。

(ホ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(ヘ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。なお、（ロ）鉄骨工事の補正を行う場合及び（ニ）労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に（ロ）及び（ニ）を乗じる。

（算定方法）

・一般工事の場合

純工事費（一般工事）×現場管理費率×補正（ヘ）

・鉄骨工事等の場合

純工事費（鉄骨工事等）×現場管理費率×（補正（ヘ）×補正（ロ）又は補正（ニ））

ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

（イ）要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）この費用には本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映する。

（ロ）昇降機設備工事における工事実績情報（コリンズ）の登録等に要する費用

工事費が2,500万円未満の場合（500万円未満の工事費は、登録を必要としない。）
『工事実績情報登録費用』＝登録作業費^{※1} + 登録料（税抜き）

※1：登録作業費＝特殊作業員1.0人・日

（2）建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

（3）支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。

ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。

第5章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定方法

(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 一般管理費等率による算定

(イ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超える5以下	1.04
5を超える15以下	1.03
15を超える35以下	1.01

(ロ) 契約保証費について

共通費基準 5 (1) による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証费率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証费率

内 容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (長崎県建設工事標準請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない

注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。
① 当初予定価格内訳書記載の工事費が300万円未満の工事

ロ. 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

第4編 単価、価格等

第1章 共通事項

1 単価及び価格に関する数値の取り扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取り扱いは以下の通りとする。

また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等

イ. 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

ロ. イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。

ハ. 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。

ニ. イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

(2) 標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価

イ. 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

ロ. 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

ハ. 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。

(3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

(4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

イ. 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。

ただし、千円未満の場合は十円単位とし、十円未満の単価の場合は一円単位とする。

ロ. 細目別内訳書に計上する数量で、単価が十円未満の場合は、小数点以下第1位を四捨五入して整数とする。

ハ. 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

2 材料価格等

単価基準 第1編2（1）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。

3 歩掛け

単価の算定に用いる歩掛けは、単価基準 第1編3で規定される標準歩掛けの他に「営繕積
資料-18

算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」（以下「参考歩掛り」という。）及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「營繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。

4 「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

なお、率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

5 市場単価

単価基準 第1編2（3）の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。

$$\text{補正市場単価} A' = \text{市場単価} A \times \text{算定式}$$

$$\text{算定式} = a' \div a$$

a' = 補正市場単価 A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価 A の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

6 物価資料の掲載価格

(1) 単価基準 第1編2による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。

(2) 市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

単価基準 第1編2（4）による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

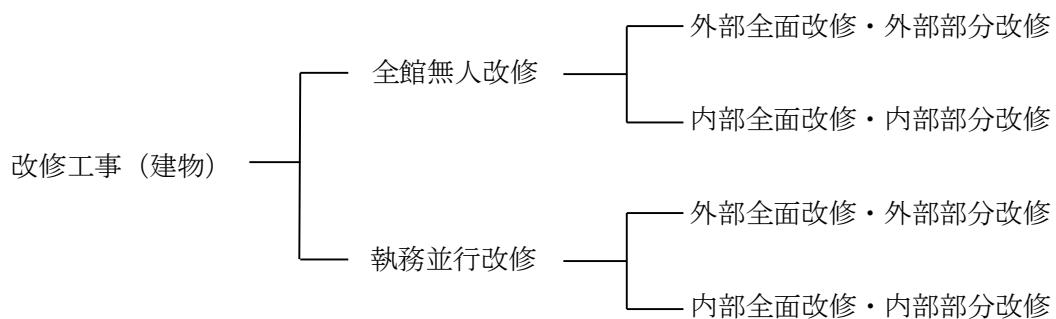
なお、当時の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

8 改修工事の取り扱い

（1）改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

イ. 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



ロ. 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

- (イ) 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。
- (ロ) 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。
なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。

ハ. 部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。

- (イ) 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。
- (ロ) 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。
- (ハ) 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。
- (二) 内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。
間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。

(2) 執務並行改修の場合の単価の補正

執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工をおこなう事を前提として単価の補正をおこなう。

(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用

全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合には表A-1、表E-1及び表M-1により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。

なお、基準単価及び基準補正単価は次による。(表4)

イ. 基準単価

単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。

ロ. 基準補正単価

(イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表A-1による改修補正率を標準として算定する。

(ロ) 電気設備工事については、標準歩掛けによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表E-1による改修補正率を標準として算定する。

(ハ) 機械設備工事については、標準歩掛けによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表M-1による改修補正率を標準として算定する。

(二) 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。

表4 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
執務並行改修*	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量 × 1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量 × 1.20 (20%増し) 市場単価×改修補正率(表A-1、表E-1、表M-1) 補正市場単価×改修補正率(表A-1、表E-1、表M-1)

*執務並行改修における単価の適用は、表A-1、表E-1、表M-1の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。

表 A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工 種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
仮設	基準単価	—	—	—	
土工	基準単価	—	—	—	
地業	基準単価	—	—	—	
鉄筋	基準単価	—	—	—	
コンクリート	基準単価	—	—	—	
型枠	基準単価	—	—	—	
鉄骨	基準単価	—	—	—	
既製コンクリート	基準補正単価	1.15	—	—	
防水	基準補正単価	1.15	防水	1.07	
			防水 (シーリング)	1.13	
石	基準補正単価	1.15	—	—	
タイル	基準補正単価	1.15	—	—	
木工	基準補正単価	1.15	—	—	
屋根及びとい	基準補正単価	1.15	—	—	
金属	基準補正単価	1.15	金属	1.08	
左官 (仕上塗材仕上)	基準単価	—	—	—	
左官 (仕上塗材仕上以外)	基準補正単価	1.15	左官 (仕上塗材仕上以外)	1.14	
建具	基準補正単価	1.15	建具 (ガラス)	1.09	
			建具 (シーリング)	1.14	
塗装 (改修標仕様)	基準補正単価	1.15	塗装 (改修標仕様)	1.14	
内外装	基準補正単価	1.15	内外装	1.11	
			内外装 (ビニル床材)	1.08	
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—	
排水	基準単価	—	—	—	
構内舗装	基準単価	—	—	—	
植栽	基準単価	—	—	—	
仮設 (改修)	基準単価	—	—	—	
撤去	基準単価	—	—	—	
外壁改修	基準単価	—	—	—	
とりこわし	基準単価	—	—	—	

表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工 種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考	
		複合単価	市場単価及び補正市場単価			
		労務の所要量補正	改修補正率			
配管工事	基準補正単価	1. 20	電線管、2種金属線及び同ボックス	1. 18		
			ケーブルワック	1. 14		
			位置ボックス及び位置ボックス用ボルティング	1. 17		
			アースボックス	1. 12		
			アースボックス用接地端子	1. 00		
			防火区画貫通処理 ケーブル用(壁・床)	1. 13		
			防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1. 05		
			(電動機その他接続材工事)	1. 14		
			金属製可とう電線管			
配線工事	基準補正単価	1. 20	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1. 16		
設置工事(屋内)	基準補正単価	1. 20	—	—		
設置工事(屋外)	基準単価	—	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	—		
塗装工事	基準補正単価	1. 20	—	—		
機器搬入	基準補正単価	1. 20	—	—		
電灯設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
動力設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
雷保護設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
受変電設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
電力貯蔵設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
架空線路	基準単価	—	—	—		
地中線路	基準単価	—	—	—		
構内交換設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
情報表示・拡声設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
誘導支援設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
テレビ共同受信設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
監視カメラ設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
火災警報設備	基準補正単価	1. 20	—	—		
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—		
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—		
再取付け	基準補正単価	1. 20	—	—		
機器搬出	基準補正単価	1. 20	—	—		
はつり工事	基準補正単価	1. 20	—	—		

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

表 M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工 種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要 量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	—	屋上及び 外壁施工含む
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—	
配管工事(地中)	基準単価	—	—	—	
配管付属品	基準補正単価	1.20	—	—	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防鏽工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.14	
ダクト付属品	基準補正単価	1.20	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手 間のみ	1.20	
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
栓類	基準単価	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

- イ. 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- ロ. 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ハ. 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- ニ. 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

10 工事量が僅少等の取り扱い

工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

11 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。

(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

ただし、K（割増賃金係数）=割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の「別表-1 割増対象賃金比及び1時間当たり割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の休日とする。（労働基準法 第35条）

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。

また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

1 2 寒冷地、離島等の取り扱い

- (1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。
- (2) 離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

1 3 設計変更時の取り扱い

単価基準第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員若しくは主任監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

1 4 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

- (1) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帶（腰ベルト型）及び助成金を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表5墜落制止用器具費の算定区分表による。
- (2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。
- (3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。
- (4) 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。

（算定方法）

$$\text{墜落制止用器具費} = \text{墜落制止用器具費月額損料（差額分）} \times \text{月数区分（表5）}$$

表5 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分	墜落制止用 器具費月間 損料 (差額分) *	月数区分					
		6か月 まで	12か月 まで	18か月 まで	24か月 まで	30か月 まで	30か月 超え
建築工事	新営工事	6,000 円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)
	改修工事	3,600 円/月					
電気設備工事	新営工事	3,600 円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)
	改修工事	2,400 円/月					
機械設備工事	新営工事	3,600 円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)
	改修工事	2,400 円/月					
昇降機設備工事	1,200 円/月	6 (か月)					

* 墜落制止用器具費月額損料 (差額分) = 1人当たりの墜落制止用器具費月額損料 (差額分)

× 現場労働者の同時施工人員想定 (表5-1)

表5-1 現場労働者の同時施工人員想定表*

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10人日/日	6人日/日	6人日/日	
改修工事	6人日/日	4人日/日	4人日/日	2人日/日

* その現場の高所作業を行う現場労働者（下請作業員）が墜落制止用器具（フルハーネス型）をつけると想定

1人当たりの墜落制止用器具月額損料 (差額分)

600円/人・月 = (墜落防止用器具費 (フルハーネス型)) - 現行の安全帯 (腰ベルト型) - 助成金/36か月 (耐用年数)

* 「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（令和2年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。